

## 研究計画・評価分科会における部会の設置について

平成 24 年 3 月 30 日  
研究計画・評価分科会決定

1. 科学技術・学術審議会令第六条第 1 項の規定に基づき、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会に以下の部会を設置する。

名称	調査審議事項
宇宙開発利用部会	文部科学省における宇宙の開発及び利用に関する重要事項の調査審議を行う。

### 2. 主な調査審議内容

- (1) 宇宙基本計画などで示される重要課題に対応するため、宇宙の開発及び利用(以下、「宇宙開発利用」という)に関する研究開発計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整方針に関する重要事項。
- (2) 宇宙開発における打上げ等の安全確保に関すること。
- (3) 重大な事故・不具合等が発生した場合の原因究明及びその対策に関すること。

### 3. 設置の形態

宇宙開発利用部会は、宇宙開発利用プロジェクトが開始から完了までに長期間を要することから、適時、継続的に調査審議を行う必要があるとともに、人命・財産に関わる重大な事故、不具合等の原因究明などに際して、緊急に対応を講じる必要があることなどから、委員等の任期期間に関わらず常設とする。

## 4. 設置日 宇宙開発委員会が廃止された日

### 宇宙開発利用部会設置の趣旨について

平成 24 年 3 月 30 日

今般、平成 20 年に成立した宇宙基本法や、昨年 9 月の閣議決定等を踏まえ、宇宙の開発及び利用(以下、「宇宙開発利用」という)の戦略的な推進体制を構築するために、政府は、内閣府設置法等の一部を改正する法律案を国会に提出したところ。新しい推進体制においても、文部科学省は、我が国の宇宙開発利用を支えるべく必要な技術基盤の構築や人材育成等の面で積極的に役割を果たしていく必要がある。

これまで、文部科学省の宇宙開発利用に関する取組みについては、宇宙開発委員会を中心に調査審議を行ってきた。今般の法改正により新体制が構築するのにあわせて、宇宙開発委員会は廃止となるが、文部科学省が進めていくべき宇宙開発利用の在り方については、広範で円滑な産学官連携、特に大学(知識、人材の宝庫)の力の結集を視野に入れつつ、関連の深い海洋開発、環境観測、ライフサイエンス、材料等の科学技術分野と密接に連携して調査審議を行う必要がある。このため、各分野横断的に研究開発に関する検討を進めている研究計画・評価分科会に、宇宙開発利用部会を設置し、学術分科会などとも連携を取りながら、文部科学省における宇宙開発利用に関する所要の調査審議を行う。